

食 品 安 全 委 員 会  
遺 伝 子 組 換 え 食 品 等 専 門 調 査 会  
第 7 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平 成 16 年 2 月 27 日 ( 金 ) 14:00 ~ 14:25

2 . 場 所 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

( 1 ) 遺 伝 子 組 換 え 食 品 等 の 安 全 性 評 価 基 準 案 等 の 検 討

( 2 ) そ の 他

4 . 出 席 者

( 専 門 委 員 )

早川座長、五十君専門委員、池上専門委員、今井田専門委員、宇理須専門委員、  
小関専門委員、澤田専門委員、澁谷専門委員、手島専門委員、日野専門委員、  
山崎専門委員

( 食 品 安 全 委 員 会 委 員 )

寺田食品安全委員長、寺尾食品安全委員長代理、見上食品安全委員

( 事 務 局 )

一色事務局次長、村上評価課長、宮寄評価調整官、三木課長補佐、岡本係長

5 . 配 布 資 料

資料 1 : 遺 伝 子 組 換 え 飼 料 及 び 飼 料 添 加 物 の 安 全 性 評 価 の 考 え 方 ( 起 草 委 員  
修 正 案 )

資料 2 : 遺 伝 子 組 換 え 食 品 等 の 安 全 性 評 価 基 準 の 作 成 状 況

参考資料 1 : 遺 伝 子 組 換 え 飼 料 及 び 飼 料 添 加 物 の 安 全 性 評 価 の 考 え 方 ( 起 草 委 員  
修 正 案 見 え 消 し 版 )

参考資料 2 : 「 遺 伝 子 組 換 え 食 品 ( 種 子 植 物 ) の 安 全 性 評 価 基 準 」 及 び 「 遺 伝 子  
組 換 え 植 物 の 掛 け 合 わ せ に つ い て の 安 全 性 評 価 の 考 え 方 」 に つ い て  
( 平 成 16 年 1 月 29 日 食 品 安 全 委 員 会 決 定 )

## 6．議事内容

早川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第7回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、11名の専門委員に御出席いただいております。なお、丹生谷委員、室伏委員、山川委員、渡邊委員は、本日は所用のためお休みされております。

それから、オブザーバーといたしまして、寺田委員長、寺尾委員長代理、見上委員に御出席をいただいております。審議の状況によりましては御発言いただくこともあるかと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

本日は、前回の専門調査会の御議論を基に起草委員が修正を行いました「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」について検討をする予定にしております。

それから、遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の作成の進捗状況につきましても、確認をしたいと思っております。

それでは、お手元の資料を確認したいと思いますので、事務局からお願いします。

宮崎評価調整官 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

第7回の議事次第、先生方の名簿、第7回の座席表が1枚ずつあるかと思っております。

その後に、資料1といたしまして、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方（起草委員修正案）」がございます。

資料2といたしまして、「遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の作成状況」という横の1枚紙でございます。

参考資料1といたしまして、先ほどの資料1の見え消し版でございます。前回の第6回専門調査会での審査の後の御意見を基に、起草委員の方で修正したものを見え消しでお付けしているものでございます。

それから、参考資料2といたしまして、種子植物の安全性評価基準、それから、組換え植物の掛け合わせの評価の考え方が付いているかと思っております。

資料については、以上でございます。

早川座長 それでは、よろしゅうございますでしょうか。資料がお手元におそろいでございましたら、議題1の審議に入りたいと思っております。

まず、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方の起草委員修正案につきましても、起草委員の澤田専門委員から御報告をお願いいたしたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

澤田専門委員 それでは、私の方から御報告申し上げます。

前回の議論で、考え方の基本的なスタンスといいますか、大筋はおおむね了解していただいたように考えておりますけれども、幾つか御指摘をいただきまして、また、その後、メール等で各専門委員から御意見を幾つかいただきました。それらを踏まえて修正したものが資料1でございます。

今回、説明は参考資料1の見え消し版の方がおわかりやすいかと思しますので、それで御説明申し上げます。

まず、1枚目の「1.背景」でありますけれども、これはタイトルが若干、略式の書き方になっておりますので、それを説明する意味で正確な記述をして、その後に括弧書きをしたということでございます。

それから、「2.基本的な考え方」に移りまして、一番下のところに「上記のような」という文言を追加いたしました。

それから、2ページの一番上の③でありますけれども、この段落は一応、日本語の整理を行わせていただいたということでもあります。

次に、そのすぐ下の(1)ですけれども、これは評価の必要性を個別に行うことを明記いたしました。

更に、その次の下の(a)でありますけれども、ここが一応、複数の専門委員の先生から御指摘いただきまして、誤解等を招きやすいという御意見もありましたので、若干、文章を入れかえたり、誤解を招きにくいような形に修文してございます。

更に、その下の(b)でありますけれども、これはなお書き以降、飼料の場合は可食部以外にも使われることを考慮して、この文言を追加いたしました。

それから、更に下に行きまして(2)でありますけれども、これは基本的には食品と添加物の基準に準じて評価を行うわけでありますけれども、追加の資料等が必要とされる場合があることを明記させていただきました。

次のページに、(3)であります。これは一応、今後の技術開発の進展に伴いまして、現時点で想定していないことがあり得るということで、必要に応じて見直すことを明記いたしました。

それから、「4.その他」でありますけれども、これはより正確な表現に改めたということでもあります。

以上でございます。

早川座長 ありがとうございます。

それでは、起草の修正にも中心的に当たっていただきました澁谷専門委員の方から、何かございますでしょうか。

澁谷専門委員 特にございません。

早川座長 ありがとうございます。

それでは、専門委員の方から、この案につきまして御議論をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

どなたか、ございませんでしょうか。

池上専門委員 畜産物の可食部分のところなんですけれども、「肉、乳、卵等」と書いてあるんで、「等」の中に当然、いろんなものが入ってくると思うんですが、畜産物では内臓とか、そういうものを食べるケースもありますね。そういう方がより、リスクとしては高いのではないかという感じがして、場合によっては、そういう部分もここに列記した方がいいのか、そこは、ちょっと私もあまり確信を持ってというわけではないんですが、ちょっと気になっております。

早川座長 今、おっしゃったのは2ページのところの(1)の(a)のところでございますね。「肉、乳、卵等の畜産物中に移行するということは報告されておらず」という文章のくだりでございますけれども、この「等」で勿論読めるわけですが、更に具体例として何かという、澁谷専門委員、いかかでございますでしょうか。

澁谷専門委員 例えば、農林水産省の委託試験で何年間かにわたって検査をしてチェックしていますけれども、主としてこういう部位についてデータがあるということなので、要するにデータがあるものについて、例示として書かせていただいたということで、先生がおっしゃることはよくわかりますので、その辺のところは多分、実際の評価、個別のところ、その可能性があるかないかというのを一つひとつ判断することになるのではないかと思います。

早川座長 よろしゅうございますでしょうか。

ロジックとしては、この(1)のところ、「上記①～③に示される可能性がないと考えられる場合は、食品健康影響評価の必要はないが、基本的に、下記(a)、(b)の場合を考慮した上で、個別に安全性評価の必要性についての判断を行うものとする」ということですから、これはあくまで一種の例示であって、それ以外で懸念がある場合には、それについては当然、考慮の対象となるということでもございますし、ここは「肉、乳、卵等の畜産物に移行するということは報告されておらず」という、報告

されていないことについて、一応、書いてあるので、この肉、乳、卵等を扱う場合には、これをベースに考えてくださいというメッセージだと思いますので、そういう御理解でよろしくお願いいたします。

ほかに、どなたか、ございますでしょうか。

特に、追加の御意見がございませんようでしたら、これで遺伝子組換え飼料、飼料添加物の安全性評価の考え方、これは起草委員修正案ということですが、この時点で「起草委員修正」が取れるかと思えます。この審議を終わりたいと思えます。

本評価基準案につきましては、これで食品安全委員会に報告をしたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、お認めいただいたということで、次の議題に移りたいと思えます。議題2の「その他」についてでございます。

本議題では、これまでの遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の作成の進捗状況について、確認を行いたいと思っております。

事務局の方から、説明をお願いいたします。

三木課長補佐 それでは、事務局の方から、安全性評価基準の作成状況について御説明をいたします。

資料2を御覧いただければと思えます。A4の横になっているものでございます。

本日現在ということでございますけれども、食品安全委員会としてどういうものが基準としてつくられているかということの状況を示したものでございます。

縦にその区分ということで、横に評価基準等をつくっている機関の名前を挙げております。

カラムが3つ、縦にございまして、左端が厚生労働省、もしくは農林水産省でつくった基準。

真ん中のカラムが、食品安全委員会で作られたもの。

一番右がコーデックスと、あと、FAO/WHOの専門家会議等についても若干触れているということでございます。

こういう形になっておりまして、まず、現在のところ厚生労働省、もしくは農林水産省で、これまで評価をしてきた基準としては、ここの縦を見ていただきますと、「遺伝子組換え食品（種子植物）」と、あと、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物」と、その食品のうちの組換え体を含まないものについては、これまで厚生労働省の方で基準があったというものでございます。

農林水産省の方でも、「遺伝子組換え飼料・飼料添加物」の確認のための基準というものがつくられていたということでございまして、現在、食品安全委員会として検討、作成したものについては、そのうちの「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」は、1月29日に決定をされております。更に、その掛け合わせについての考え方、これも同1月29日に決定をされております。

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」というのは、既に御検討をいただいて、現在、3月10日まで意見募集中でございまして。

ここまでが、専門調査会として決まったといたしますか、御検討をいただいたものでございまして。

それで、更に一番下の、本日御検討をいただきました「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」というところが、今日、御検討をいただいたというものでございまして。

ですので、食品安全委員会として、これからといたしますか、残っている部分というのはこの「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品」というのが残っているというものでございまして。

あと、国際的な基準としましては、コーデックスの基準というものが昨年9月に成立をしているわけでございますけれども、その中では「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」というものが出ており、更に、「組換えDNA微生物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」ということで、組換え微生物についてもガイドラインはできているというような国際的な現状にございます。

ここに3つ、カテゴリーとして、コーデックスのところに国際的な基準として挙げてございまして、これはガイドラインというよりはFAO/WHOの専門家会議の中で、この組換えDNA微生物由来の食品としては、この3つのカテゴリーに分けて分類をされているということもございまして、それを書かせていただいたものでございまして。

1つは、遺伝子組換え微生物が食品中に残存しない場合。

もう一つが、死んだといたしますか、生きていない遺伝子組換え微生物が食品中に残存する場合。

最後に、生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存する場合という、3つのカテゴリーに分けてといたしますか、分類をされているということでございまして。

当専門調査会で、今後、次に検討していただくといいますが、たたき台を作成していただくものについては、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品となるわけでございますけれども、その中でも、まずは生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存しない場合について、作っていただくのがよろしいのかなというふうに考えているということでございます。

事務局からは、以上でございます。

早川座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について御質問、あるいはコメント等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今まで、本専門調査会では4つの基準について作成してきたということでございます。

残っておりますのが、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品ということでございます。この基準の作成が、食品安全委員会から求められているということでございますので、今後の予定としては、この作成についても検討を進めていくこととするということでございます。

そのうちの、まず、生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存しない場合についての基準の検討を行うということにしたいと思えます。また、起草委員の先生方には御苦労をおかけしますが、よろしく願いいたしたいと思えます。

それで、このほか、何か確認しておくことはございますでしょうか。

三木課長補佐 事務局の方から、一点、参考資料2として配布をさせていただいておりますが、一番後ろのページでございますけれども、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」ということで、これは1月29日に食品安全委員会で決定をいただいたものですが、これは、基本的には遺伝子組換え植物の掛け合わせの考え方ということで理解をしておりますが、例えば遺伝子組換えの飼料作物についても、この考え方で含まれるということで解釈をしてよろしいかどうかということを一点、確認をしたいんです。

早川座長 わかりました。いかがでしょうか。

小関専門委員が御専門だと思えますので、小関専門委員。

小関専門委員 この考え方をまとめたのは私なんですけれども、食品で、この考え方でいくということで、飼料作物においても全く同じ考え方でよろしいと、私は思い

ます。

早川座長 ほかの先生方、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後、遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の安全性評価の考え方には、飼料作物も含まれるということで扱っていきたいと思います。

どうもありがとうございます。

ほかに、何か御意見等、ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

特に御意見等、ございませんようでしたら、これで第7回の専門調査会の議事は終了したということでございます。

それで、今後の予定でございますが、事務局からお願いいたします。

三木課長補佐 本日おまとめいただきました「遺伝子組換え飼料と飼料添加物の安全性評価の考え方」につきましては、今後、食品安全委員会に報告をさせていただきます、幅広く御意見をいただく予定としております。

次回の専門調査会の開催は、専門委員の方々の調整をしましたところ、3月22日の月曜日が御都合がよろしいのではないかと考えております。また御連絡をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

早川座長 それでは、次回、3月22日の専門調査会ということでございますけれども、3月10日で「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」についての御意見、情報の募集期間が終了するというので、そのとりまとめが必要なケースが出てくるかと思えます。その場合は、とりまとめを行います。

それから、審査の実施が可能な個別品種についても安全性の審査を行っていきたいと考えております。

ほかに、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、議事はすべて終了ということで、これで閉会いたしたいと思います。

引き続き、第8回専門調査会を開催します。

宮崎評価調整官 会場の準備ができ次第、再開させていただきます。

早川座長 会場の準備ができ次第ということで、引き続き、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。